



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 土 屋 真
(J A S D A Q ・ コード 8 8 7 6)
問合せ先 取 締 役 門 田 康
電 話 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)に基づく株式振替制度(株券電子化制度)で取り扱われることになりました。これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第 8 条第 2 号につき、本条第 1 号記載の「会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利」にその内容が含まれることから、整理を行うものであります。
- (3) 現行定款 18 条につき、経営体制強化のため、取締役の員数を 5 名以内から 7 名以内に改めるものであります。
- (4) 本変更に係る株券喪失登録簿に関する事務についての経過的な措置を定めるため、附則第 1 条および第 2 条を新設するものであります。
- (5) その他、全般にわたり、語句の修正、条数の変更、構成の整理などを行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)

<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は第6条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利制限) 第8条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、以下に規定する権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) <u>剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p>(3) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(4) <u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）および株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株主の権利行使、<u>当社が発行する株券の種類、ならびに株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の権利制限) 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に規定する権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿への記録</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株主の権利行使、株主名簿への記録ならびに新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
---	---

<p>第 11 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は<u>5名</u>以内とする。</p> <p>第 20 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2. 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下配当される剰余金を「配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>3. 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。</p> <p>4. 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 10 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は<u>7名</u>以内とする。</p> <p>第 19 条～第 46 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる</p> <p>2. 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下配当される剰余金を「配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>3. 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。</p> <p>4. 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>第 48 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、これを当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

第 42 回定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日 (予定)

以 上